

地理學

新編

年

卷

地理門
警察門

2
12
2000

1 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

請セラレ可然ト認ム

法律案

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル不穩文
書臨時取締法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
布セシム

御名 御璽

昭和十一年六月十三日

内閣總理大臣

内務大臣

司法大臣

法律第四十五號
上奏案ノ通

法制局

不穩文書臨時取締法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
條ニ依リ此段申進候也

昭和十一年五月二十六日

貴族院議長公爵近衛文麿



内閣總理大臣廣田弘毅殿

内甲一三八二

貴族院

五月廿七日

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル
不穩文書臨時取締法案ノ
裁可ヲ奏請ス

昭和十一年五月二十六日

貴族院議長公爵近衛文磨



第三條 遺傳其ノ他何等ノ方法ヲ以テホレテ爾ハ出版以外ノ方法ニ依リ第十條第十項ノ申

由ヲ以テ治安ヲ妨害ホトキ流語洋説ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前二

第十條 第十條乃至前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ

刑ヲ免除ス

四 第一條又ハ第二條ニ該當スルモノト認ムル

第五條 發行ノ責任者トシテ各居住所ノ記載ヲ爲サズル者ハ禁錮ノ記載ヲ爲シタルモノト認ムル

文書圖書又ハ出版注者ハ新聞紙法ニ依ル繪本ヲ爲サズル文書圖書ニ付テハ眞實ノ記載ヲ爲

シ又ハ成規ノ納本ヲ爲ス迄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ於テ其ノ領布ヲ差止メ

必要アリト認ムルトキハ其ノ印本及刻版ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ領布ヲ差止メラレタル文書圖書ヲ頒布シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處

ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス